

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（令和元年条例第一号）の一部改正【第三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他<u>こども家庭庁長官</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号に掲げる費用については、<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第七十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号に掲げる費用については、<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他<u>厚生労働大臣</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号に掲げる費用については、<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第七十三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第一号に掲げる費用については、<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>